

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第48号)

(行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局 の職員	人 7,740	人 7,679	人 △61
議会の事務部局 の職員	39	39	0
選挙管理委員会 の事務部局の職員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	27	26	△1
教育委員会の事務 部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8,917 〔うち校長及び 教員 7,411人〕	8,953 〔うち校長及び 教員 7,472人〕	36 〔うち校長及び 教員 △61人〕
人事委員会の事務 部局の職員	17	17	0
農業委員会の事務 部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1,817	1,813	△4
公営企業の職員 交通事業	1,497	1,497	0
公営企業の職員 水道事業	1,238	1,211	△27
合 計	21,339	21,282	△57

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,740人」を「7,679人」に改め、同項第4号中「27人」を「26人」に改め、同項第5号中「8,917人」を「8,953人」に、「7,411人」を「7,472人」に改め、同項第8号中「1,817人」を「1,813人」に改め、同項第9号イ中「1,238人」を「1,211人」に改め、同項中「21,339人」を「21,282人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)